

## 公募型プロポーザル実施に係る手続き開始の公告

次のとおり参加表明書等の提出を招請します。

平成24年1月23日

飯山市長 足立 正 則

### 1 業務概要

- (1) 委託業務名 平成23年度～平成27年度「(仮)飯山ぷらざ」建設設計及び監理業務
- (2) 業務内容 基本設計業務、実施設計業務及び監理業務
- (3) 履行期限 平成27年8月31日

### 2 参加形態及び選考方式

本業務の選考においては、代表企業枠と市内企業枠を設け、原則として設計共同企業体（以下、「JV」という。）の結成を条件とし、以下の方式により選考を行うものとする。なお、市内企業枠への参加表明がない場合等においては、JVの組成を条件とはしない。

- (1) 代表企業枠について、プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）による第一次審査及び第二次審査を実施し、最優秀者及び優秀者（次点者）を選考する。
- (2) 市内企業枠について、審査委員会による審査を実施し、候補者を選考する。
- (3) 代表企業枠の最優秀者は、市内企業枠の候補者から提出された業務実施方針書等を参考にヒアリング等を実施し、自らの責任において最適と判断される1者以上を選考しJVを結成する。
- (4) 市は、結成されたJVを随意契約の相手方として、契約の手続きを行う。

### 3 参加資格要件

#### (1) 共通要件

次に掲げるすべての要件に該当する者であること。

ア 平成23・24年度飯山市入札参加資格者名簿（建築コンサルタント。以下、「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。ただし、登載されていない者についても、入札参加資格申請書類（以下、「資格申請書類」という。）を提出した上で、資格を有すると認められる者も参加できるものとする。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなす。

オ 本業務の参加表明書提出期限の日から契約締結の時までの間に、飯山市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成6年飯山市告示第31号）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(2) 代表企業枠要件

次に掲げるすべての要件に該当する者であること。

ア 単体企業であること。

イ 延床面積2,000㎡以上で座席数400席以上の客席を有するホール・劇場の設計実績を有すること（建築士事務所の開設者として委託を受けたものに限り、再委託での実績は含まない。）

ウ 一級建築士が5人以上常務していること。

(3) 市内企業枠要件

次に掲げる要件に該当する者であること。

ア 飯山市内に本社又は本店を有している者であること。

(4) 応募者の制限

次に該当する者は、参加要件を満たしている者であっても、本プロポーザルに参加できない。

ア 審査委員会の委員及びその家族が主宰し、又は役員、顧問として実質的に関係する組織に属している者

イ 審査委員会の委員が大学等に所属する場合において、その大学等に現に属している者

4 参加手続き等

(1) 担当部署

飯山市建設水道部まちづくり課まち並整備係

〒389-2292

長野県飯山市大字飯山1110-1

電話 0269-62-3111（内線241・244） ファックス 0269-62-6221

e-mail [machi@city.iiyama.nagano.jp](mailto:machi@city.iiyama.nagano.jp)

(2) 関係資料の交付方法

資料は全て飯山市公式ホームページからダウンロードすること。

URL：<http://www.city.iiyama.nagano.jp/>

(3) 参加表明書の提出期限等

ア 提出期限 平成24年2月2日（木）午後5時まで

イ 提出場所 上記（1）のとおり

ウ 提出方法 持参又は郵送（提出期限までの必着とし、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出すること。

(4) 代表企業枠第一次審査及び市内企業枠審査書類の提出期限等

ア 提出期限 平成24年2月7日（火）午後5時まで

イ 提出場所 上記（1）のとおり

ウ 提出方法 持参又は郵送（提出期限までの必着とし、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出すること。

(5) 代表企業枠第二次審査について

第二次審査に係る審査書類の提出期限等詳細については、第一次審査通過者へ通知する。

5 選考方法等

(1) 代表企業枠第一次審査

書類審査を実施し、第二次審査への参加を求める代表企業枠候補者5者程度を選考する。

(2) 代表企業枠第二次審査

技術提案書の審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最優秀者1者、優秀者（次点者）1者を選考する。

(3) 市内企業枠審査

書類審査を実施し、JV結成の市内企業枠候補者を選考する。

(4) JVの承認等

ア 第二次審査で特定された最優秀者が自らの責任において、市内企業枠候補者から提出された業務実施方針書等を参考にヒアリング等を実施した上で、最適となる市内企業者を1者以上選考してJVを結成し、設計共同企業体協定書（以下、「協定書」という。）を作成して、その写しを市に提出すること。

イ JVから提出された協定書に基づき、飯山市建設工事請負人選定委員会において承認し、随意契約の相手方として決定するものとする。

6 選考基準

(1) 代表企業枠第一次審査

ア 設計事務所の実力について

イ 担当チームの能力について

ウ 業務実施方針及び提案内容について

(2) 代表企業枠第二次審査

ア 担当チームの対応について

(3) 市内企業枠審査

ア 設計事務所の実力について

イ 業務実施方針について

7 その他

(1) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

(2) 提出期限日以降における書類の差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類に記載した配置予定技術者は、病休、死亡又は退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。

(3) 詳細は「(仮)飯山ぷらざ」建設設計及び監理業務公募型プロポーザル実施要領による。

(4) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとする。